

名古屋港管理組合公報

平成21年 9月30日

(水曜日)

号外第235号

目次

○名古屋港管理組合人事行政の運営等の状況の公表 1

公 告

名古屋港管理組合公告

名古屋港管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年名古屋港管理組合条例第2号）第5条の規定に基づき、平成20年度における名古屋港管理組合の人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表する。

平成21年 9月30日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用及び退職数（平成20年度）

(単位：人)

区分 職種	採用	退職				
		定年	早期退職特例	普通	その他	合計
行政職	13	24	3	1	0	28
技能労務職	0	1	0	0	0	1
合 計 (構成比)	13	25 (86.2%)	3 (10.3%)	1 (3.5%)	0 (0%)	29 (100%)

※ 「その他」には、死亡、分限免職、懲戒免職等があります。

(2) 職員の昇任及び降任の状況（平成20年度）

(単位：人)

昇 任					降 任
係長級	課長補佐級	課長級	次長級	部長級	
17	14	11	6	3	0

※ 「降任」には、地方公務員法第28条による分限処分としての降任のほか、本人が希望する場合に降任することができる「自主降任制度」によるものがあります。

(3) 部局別職員数

(単位：人)

区 分	職員数		
	平成20年度 (A)	平成21年度 (B)	(B) - (A)
管理者の事務部局	586	575	-11
監査委員事務局	6	6	0
議 会 事 務 局	10	11	1
合 計	602	592	-10

※ 各年4月1日現在の一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する派遣職員、休職者等を含み、臨時及び非常勤職員を除きます。

2 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 人件費等の状況

ア 人件費の状況

人件費は、人の雇用に伴う広い範囲の経費です。一般職職員への給料や各種手当をはじめ、専任副管理者や議員など特別職職員への給料・報酬、共済組合への負担金等が含まれます。

平成20年度決算見込みの人件費は次のとおりです。

人件費の状況（平成20年度決算見込み額）

会計区分	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考)平成19年度の 人件費率
一 般 会 計	34,957,473 ^{千円}	841,968 ^{千円}	4,856,687 ^{千円}	13.9%	13.4%
施設運営事業会計	4,726,672	△ 767,515	447,342	9.5	11.2
埋 立 事 業 会 計	1,926,304	△ 1,038,676	330,901	17.2	14.2
合 計	41,610,449	△ 964,223	5,634,930	13.5	13.2

イ 給与費

給与とは給料、扶養手当等の各種手当及び民間のボーナスに相当する期末・勤勉手当等の総額から退職手当を除いたものです。

平成20年度決算見込みの一般職の給与費は次のとおりです。

職員給与費（平成20年度決算見込み額）

会計区分	一般職 職員数 (A)	給与費				一人当たり 給与費 (B/A)
		給 料	期末・ 勤勉手当	その他の 手当	計 (B)	
一 般 会 計	452 ^人	1,885,361 ^{千円}	859,853 ^{千円}	664,101 ^{千円}	3,409,315 ^{千円}	7,543 ^{千円}
施設運営事業会計	55	218,530	95,768	67,911	382,209	6,949
埋 立 事 業 会 計	39	159,879	71,201	51,679	282,759	7,250
合 計	546	2,263,770	1,026,822	783,691	4,074,283	7,462

※ 職員数は、平成21年3月31日現在の人数です。

(2) 初任給や平均給与等の状況

ア 初任給

初任給など

職種	区分	初任給	2年経過日の給料月額
行政職	大学卒業程度	177,000円	202,900円
	高校卒業程度	146,400円	153,600円
技能労務職	高校卒業程度	142,100円	148,800円

※ 平成21年4月1日現在のものです。

イ 平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢

職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢

職種	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
行政職	336,395円 (336,953円)	407,827円 (408,384円)	39.2歳
技能労務職	277,900円	345,039円	39.0歳

※ 平成21年4月1日現在のものです。

平均給与月額は、給料、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当の合計です。

行政職の課長以上の職員の給料は、「特別職の職員及び職員の給料の特例に関する条例（平成19年名古屋港管理組合条例第4号）」により、現在減額しています。（ ）内は減額措置がないものとした場合の額です。

ウ 経験年数別・学歴別平均給料月額

職員の経験年数別・学歴別平均給料月額

(単位：円)

区 分		経験年数 10年	経験年数 15年	経験年数 20年
行政職	大学卒	275,400	316,500	365,800
	高校卒	219,600	275,400	316,500
技能労務職	高校卒	200,900	239,900	277,600

※ 平成21年4月1日現在のものです。

採用時からの経験年数に基づき標準的な昇給をした場合の給料月額を表しています。

(3) 給料の決定

ア 級別職員数

級別職員数

区分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	計
標準的な職務内容		職員 (定型的業務)	職員 (相当高度)	職員 (特に高度)	主任	係長	総括係長	課長	部長	特に指定 する職	
職員数		22 ^人	133 ^人	114 ^人	76 ^人	83 ^人	44 ^人	69 ^人	12 ^人	1 ^人	554 ^人
構成比		4.0 [%]	24.0 [%]	20.6 [%]	13.7 [%]	15.0 [%]	7.9 [%]	12.4 [%]	2.2 [%]	0.2 [%]	100 [%]
参考	1年前の 構成比	3.2 [%]	24.6 [%]	22.2 [%]	12.7 [%]	16.7 [%]	5.6 [%]	12.5 [%]	2.3 [%]	0.2 [%]	100 [%]
	5年前の 構成比	7.8 [%]	28.8 [%]	13.7 [%]	4.2 [%]	25.8 [%]	6.4 [%]	11.6 [%]	1.5 [%]	0.2 [%]	100 [%]

※ 平成21年4月1日現在のものです。

イ 昇給への勤務成績の反映状況

職員の昇給については、昇給日の属する年度の前年度を勤務成績判定期間とし、勤務成績が良好とされた職員の昇給号給数は4号給、特に良好とされた職員の昇給号給数は6号給となります。

平成20年度における、勤務成績が特に良好とされ昇級した職員の状況は次のとおりです。

昇給への勤務成績の反映状況

全職員数 (A)	特に良好とされ 昇級した職員数 (B)	比 率 (B/A)
551 ^人	112 ^人	20.3 [%]

(4) 手当の状況

ア 期末・勤勉手当

一般職の期末・勤勉手当の支給割合

(単位：月分)

支給月	期末手当	勤勉手当	合 計
6 月期	1.4 (1.2)	0.75 (0.95)	2.15 (2.15)
12月期	1.6 (1.4)	0.75 (0.95)	2.35 (2.35)
年 間	3.0 (2.6)	1.5 (1.9)	4.5 (4.5)

※ 支給割合は、平成21年4月1日現在の制度です。

() 内は課長以上の場合です。

役職上の段階、職務の級、勤務成績等による加算措置があります。

職員一人当たりの平均支給年額は、平成20年度決算見込みで1,871,486円です。

イ 地域手当

地域手当の支給率は、給料+管理職手当+扶養手当の月額合計の12%（東京駐在代表の業務に従事する者は17%）であり、職員一人当たりの平均支給月額は、平成20年度決算見込みで43,927円です。

ウ 扶養手当

扶養手当の支給要件及び支給月額

支 給 要 件	支 給 月 額
配偶者	14,200円
配偶者以外の被扶養者	
1 2人目まで	1
ア 次のイ、ウの場合以外	ア 被扶養者1人につき6,000円
イ 扶養親族でない配偶者がある場合の1人目	イ 6,700円
ウ 配偶者がいない場合の1人目	ウ 11,200円
2 3人目以降	2 被扶養者1人につき4,000円
3 15歳～22歳の子がいる場合	3 上記のそれぞれの額に、被扶養者1人につき5,000円加算

※ 支給要件及び支給月額は、平成21年4月1日現在の制度です。
職員一人当たりの平均支給月額は、平成20年度決算見込みで11,573円です。

エ 住居手当

住居手当の支給要件及び支給月額

支給要件	支給月額
世帯主	9,500円 (名古屋市、東海市、知多市、弥富市及び飛島村に居住の者は12,000円)
世帯主以外	3,000円
公舎居住者	2,000円

※ 支給要件及び支給月額は、平成21年4月1日現在の制度です。
職員一人当たりの平均支給月額は、平成20年度決算見込みで8,740円です。

オ 通勤手当

通勤手当の支給要件及び支給月額

支給要件	支給月額
交通機関利用者	運賃相当額（月50,000円を限度） （6ヶ月定期券等の価格を一括支給）
交通用具利用者	交通用具の種類や使用距離により1,000円～20,900円

※ 支給要件及び支給月額は、平成21年4月1日現在の制度です。
職員一人当たりの平均支給月額は、平成20年度決算見込みで16,262円です。

カ 特殊勤務手当**特殊勤務手当**

区分		全職種
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成20年度実績）		9.9%
職員一人当たりの平均支給月額（平成20年度決算見込み）		280円
手当の種類（手当数）		8種類
代表的な手当	支給額の高い手当の業務 （支給額が定額で定められているものに限る。）	・ 交替制による夜間勤務 ・ 係船浮標、ボイラー、揚排水ポンプ、こう門暗きょ又は港内排水口内における不良箇所の修理、内部の清掃等の作業 ・ 風水害その他非常災害により破壊され、又はそのおそれのある場合の橋りょう、河川、堤防、建物等の応急復旧又は防ぎよの作業
	多くの職員に支給されている手当の業務（平成20年度実績）	・ 水面上又は地上8メートル以上の足場の不安定な箇所において行う作業 ・ 交替制による夜間勤務 ・ 係船浮標、ボイラー、揚排水ポンプ、こう門暗きょ又は港内排水口内における不良箇所の修理、内部の清掃等の作業

※ 手当の種類は、平成21年4月1日現在の制度です。

キ 超過勤務手当

正規の勤務時間外に勤務した職員に支給しており、支給総額などは次のとおりになります。現在、効率的な行政運営を行うことによる超過勤務時間の縮減に取り組んでいます。

超過勤務手当

支給総額	職員一人当たり平均支給月額
189,691千円	28,810円

※ 平成20年度決算見込みの額です。

休日給及び夜勤手当を含みます。

ク 退職手当

退職手当は、退職時の給料月額に勤続年数や退職事由に応じた支給率を乗じて算出しています。現行の支給割合は次のようになっていますが、平成14年度から、支給割合を段階的に削減しています。

退職手当

区分	自己都合	定年・勸奨
勤続20年	21.00月分	27.3312月分
勤続25年	33.76月分	42.1408月分
勤続35年	47.52月分	59.28 月分
最高限度	59.28月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置として、年齢55歳以上かつ勤続25年以上で退職する者には退職手当の算定基礎となる給料月額に退職の時の年齢に応じて4%から20%加算しています。	

※ 平成21年4月1日現在の支給割合です。

平成20年度に退職した職員一人当たりの平均支給額は、平成20年度決算見込みで、自己都合の場合5,428千円、定年・勸奨の場合28,348千円です。

ケ その他の手当

手当の種類	支給要件	支給額
管理職手当	課長以上の職員に支給	月額 87,000円～140,000円
単身赴任手当	異動等で配偶者と別居し単身で生活する職員に支給	交通距離に応じて月額 23,000円～68,000円
管理職員特別勤務手当	課長以上の職員が臨時又は緊急の必要等により週休日（勤務時間が割り振られていない日をいいます。）又は休日に勤務した場合に支給	勤務1回につき 8,000円～15,000円
宿日直手当	日直勤務又は宿直勤務を命ぜられた職員に対し支給	勤務1回につき 4,400円～5,600円

※ 支給要件及び支給額は、平成21年4月1日現在の制度です。

(5) 特別職の報酬等

専任副管理者には、給料、地域手当、期末手当及び退職手当が、議長、副議長、議員には議員報酬が支給されます。
なお、平成15年4月1日から、専任副管理者の給料を10%減額しています。

ア 特別職の報酬等

	給料・報酬月額	期末手当
専任副管理者	1,044,900円 (1,161,000円)	6月期 1.6月分 12月期 1.75月分 合 計 3.35月分
議長	72,000円	
副議長	58,000円	
議員	39,000円	

※ 給料・報酬月額及び期末手当の支給割合は、平成21年4月1日現在のものです。

専任副管理者には給料が、議長、副議長、議員には議員報酬が支給されます。

（ ）内は、「特別職の職員及び職員の給料の特例に関する条例」による減額措置がないものとした場合の額です。

イ 専任副管理者の退職手当の支給水準

給料月額 × 在職月数 × 100分の45

※ 平成21年4月1日現在の制度です。

(6) 勤務時間の状況

職員の勤務時間は、原則として1週間につき38時間45分とし、その勤務の割振りは月曜日から金曜日までとしています。また、1日の勤務時間の割振りは、午前8時45分から午後5時15分までとし、その途中に45分の休憩時間を設け、7時間45分としています。

防災・危機管理に関する職場や入港船の船席指定や無線通信に携わる職場等業務の性質上、上記の原則によることが適当でない職員については、特別の定めをしています。

(7) 休暇制度

休暇には、年次休暇、特別休暇、臨時休暇、介護休暇及び代日休暇があります。

ア 年次休暇の使用状況

年次休暇は、年に20日与えられ、その年次は4月1日に始まり翌年の3月31日に終わります。また、その年次に使用しなかった年次休暇の日数は、翌年次に限り繰り越して使用することができます。平成20年度における平均使用日数は、15日です。

イ 特別休暇等の状況

(ア) 特別休暇

特別休暇の内容は次のとおりです。

特別休暇

種類	日数
妊 娠 障 害 休 暇	妊娠の期間を通じて1週間
産 前 産 後 休 暇	出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）前の日から出産後8週間を経過する日まで
生 理 休 暇	1回につき2日
結 婚 休 暇	5日
忌 引 休 暇	1日～7日
ボランティア休暇	5日

※ 平成21年4月1日現在の制度です。

(イ) 臨時休暇

臨時休暇は、厚生に関する計画の実施又はその他の事由により必要があると認めた場合に、任命権者が与えるものです。平成20年度に職員に与えられた臨時休暇は次のとおりです。

臨時休暇

種類	付与日数
夏季休暇	5日

(ウ) 介護休暇

介護休暇は、職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷又は疾病等により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当と認められる場合に、6月以内で認められます。平成20年度における、取得者数は次のとおりです。

介護休暇の取得者数

(単位：人)

区分	取得者数
男性職員	0
女性職員	0
計	0

(8) 育児休業等に関する制度

育児休業等に関する制度には、3歳に満たない子を養育するため休業することができる育児休業制度と、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（120分を限度）について勤務しないことができる部分休業制度があります。

平成20年度における取得者数は、次のとおりです。

育児休業及び部分休業取得者数

(単位：人)

区分	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	うち両休業 取得者数
男性職員	0	1	0
女性職員	13	3	0
計	13	4	0

※ 同一の者が複数回にわたって育児休業を取得した場合、その数を1として計上しています。

3 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 処分事由別分限処分者数（平成20年度）

処分事由別分限処分者数

(単位：人)

区 分	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合 (法第28条第1項第1号)					
心身の故障のため職務遂行に支障がある等の場合 (法第28条第1項第2号)					
職に必要な適格性を欠く場合 (法第28条第1項第3号)					
職制等の改廃等により過員等を生じた場合 (法第28条第1項第4号)					
心身の故障のため長期休養を要する場合 (法第28条第2項第1号)			4		4
刑事事件に関し起訴された場合 (法第28条第2項第2号)					
条例に定める事由による場合 (法第27条第2項)					
合 計			4		4
法第28条第4項により失職した者					

※ 法とは地方公務員法をいいます。

条例に定める事由とは、公共的施設などで職務に関連する事項の研究などに従事する場合や外国政府等の招きにより職務に関連する業務に従事する場合などです。

同一の者が複数回にわたって同一の規定により分限処分に付された場合、その数を1として計上しています。

(2) 処分事由別懲戒処分者数（平成20年度）

処分事由別懲戒処分者数

(単位：人)

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計
法令違反 (法第29条第1項第1号)					
職務上の義務違反又は怠慢 (法第29条第1項第2号)	1				1
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行 (法第29条第1項第3号)					
合 計	1				1

※ 法とは地方公務員法をいいます。

4 職員のサービスの状況

(1) サービス規律の徹底

職員にサービス規律の徹底を図るため、必要に応じて通達を発したり、職員研修の一環として公務員倫理に関する講座を設けるなど、職員の倫理保持や職務の公正な執行を確保し、本組合行政に対する住民の信頼を失わないよう努めています。

ア サービス規律確保のための通達

職員のサービス規律の確保を図るため、次のとおり通達を発しました。

通達一覧

通達年月日	件 名
平成20年12月17日	年末年始における職員の綱紀の保持について
平成21年 3 月30日	交通事故の防止について

※ 平成20年度に発した職員のサービス規律の確保に関する通達です。

イ 公務員倫理に関する研修

平成20年度に実施した公務員倫理に関する研修は次のとおりです。

研修実施状況

公務員倫理に関する講座を 設 け た 研 修 の 名 称	受講対象	受講者数
新規採用職員研修	平成20年度採用職員	13人
実務主任者研修	平成20年度4級昇格選考試験受験予定者	12人
新任係長研修	係長昇任1年以上の者	16人
新任管理職研修	平成20年度課長補佐級昇任職員	11人

(2) セクシュアル・ハラスメント対策

本組合では、名古屋港管理組合セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱を策定し、次のような取組により、良好な職場環境の維持に努めています。

- ① 研修の実施
- ② 苦情相談の窓口として、職場内に職員から選任された相談員の設置
- ③ 苦情相談に対応するセクシュアル・ハラスメント防止委員会の設置
- ④ 弁護士等の有識者による外部相談員の設置

(3) 営利企業等の従事制限

平成20年度の営利企業等への従事許可件数は0件です。

5 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修について

すべての職員がより高い問題意識を持ち、総合的な能力を培うことで、組織の活力発展を図るため、次のような研修を実施しました。

研修実施状況

区分	研修名	対象者	主な内容	受講者数
一般研修	新規採用職員研修	平成20年度採用職員	公務員倫理、接遇、地方公務員制度、名古屋港の概要、本組合の組織、文書事務、公所見学、政策課題研究等	13人
	実務修得者研修	平成18年度採用職員	名古屋港の港湾整備計画・管理運営、本組合の行財政、政策課題研究等	11人
	実務主任者研修	平成20年度4級昇格選考試験受験予定者	公務員倫理、政策課題研究等	12人
	新任係長研修	係長昇任1年以上の者	JST基本コース、公務員倫理、政策課題研究等	16人
	新任管理職研修	平成20年度課長補佐級昇任職員	外部講師による講演、公務員倫理、政策課題研究等	11人
特別研修	職場研修指導者研修	係長級職員で新任係長研修既受講者	職場研修の実践方法の習得	15人
	パソコン研修	受講を希望する職員	MSワード・エクセル等	88人
	行政課題セミナー	聴講を希望する職員	その時々的重要課題から演題を選択	52人
	港湾セミナー	聴講を希望する職員	外部講師による講演	80人
派遣研修	地域開発国際研修コース派遣研修	特に選考された職員	国際連合地域開発センター主催	1人
	海外派遣研修	特に選考された職員	中国港湾物流視察団参加	1人
	港湾行政派遣研修	特に選考された職員	(社)日本港湾協会主催	8人
	指導者養成派遣研修	係長級以上の職員で特に選考された者	(社)日本人事管理協会主催 (財)公務研修協議会主催	2人
	自治大学校派遣研修	係長級以上の職員で特に選考された者	自治大学校第1部課程	1人
	市町村アカデミー派遣研修	特に選考された職員	市町村職員中央研修所主催	2人
自己啓発研修	外国語研修	各所属推薦の職員	専門学校等の課程を修了した者に対し授業料の一部を助成	2人
	通信教育研修	各所属推薦の職員	指定の通信教育を修了した者に対し受講料の一部を助成	10人

※ 平成20年度に実施した研修のうち主なものを記載しました。

(2) 勤務成績の評定の概要及び活用状況

ア 制度の概要

能力・成果主義を推進するため、本組合では次のような制度を実施しています。

区分	部長級	課長級	係長級
制 度	職員業績評価		係長級職員業績評価
評 価 者	部長又は室長		課長又は事務所長
調 整 者	専任副管理者		部長又は室長
評 価 要 素	①意欲・責任感 ②指導力・統率力 ③企画力・判断力 ④人格・識見 ⑤調整力・交渉力		①係内でのリーダーシップ・部下の育成 ②業務遂行のプランニング・係マネジメント ③課長に対する補佐・アシスト
評価対象期間	毎年 4/1～3/31		
評 価 時 期	毎年5月		
評 価 ラ ン ク	S・A・B・Cの4ランク		
給与上の反映	評語ごとに期末・勤勉手当に反映		

※ 評価者はS評価2割以内、A評価3割以内で評価を決定します。

調整者は、全体的見地から不均衡を是正し、最終的にS評価2割以内、A評価3割以内で評価を決定します。

イ 評価結果の活用状況

これら制度の評価結果（評語）に応じて、期末・勤勉手当の「管理職加算率」及び「役職段階別加算率」が決定されることになり、評価に応じて期末・勤勉手当が支給されます。

6 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 安全管理について

ア 安全管理に対する取組状況

項 目	概 要
安全衛生委員会の設置	労働安全衛生法に基づき安全衛生委員会を設置
安全管理に関する研修等	雇入時安全衛生教育・交通安全講習会・その他安全管理に関する研修等の実施
安全管理者等の設置	安全管理規程に基づき、統轄安全管理者・安全管理者・安全係員・作業主任者を設置
安全パトロール・職場巡視の実施	作業環境等の改善のための安全パトロール、産業医等による職場巡視を実施

イ 公務災害補償等

区分	件数
公務災害認定	1件
通勤災害認定	0件

※ 平成20年度に認定された件数です。

(2) 健康管理について

ア 健康診断等の実施状況

一般定期健康診断	
一般定期健診	556人
管理健康診断	240人
特別定期健康診断	
深夜業務従事者健診	24人
VDT作業従事者健診	556人
有機溶剤作業従事者健診	4人
放射線業務従事者健診	4人
騒音業務従事者健診	2人
その他	
海外派遣者健診	2人
新規採用職員健診	24人
退職時人間ドック	20人

イ 健康の保持増進

項 目	概 要
健康に関する啓発活動	健康管理講演会の開催、安全衛生だよりの発行
健康教育・研修等	雇入時安全衛生教育、衛生管理者試験準備講習会受講等

(3) 福利厚生について

ア 職員寮の管理運営

入寮者数	9人（男性 8人、女性 1人）
------	-----------------

※ 平成20年4月1日現在のものです。

イ 共済組合への加入

職員及びその被扶養者の医療保険を担い、健康増進や退職した職員の年金支給など職員の相互救済を目的として、地方公務員等共済組合法に基づき組織されている名古屋市職員共済組合に加入しています。

ウ 互助会の設置

職員の相互扶助及び福利増進を目的として、名古屋港管理組合職員互助会を規約に基づき設置しています。

事 業 名	事 業 の 概 要
厚 生 事 業	福利厚生施設の管理運営、レクリエーション及び体育大会の運営、施設利用等の補助など
給付・貸付事業	会員・家族の慶弔についての祝金等、災害による損害に対する給付金等の支給、学資金・生活資金等の貸付

会員数	709人
-----	------

※ 平成21年3月31日現在のものです。

7 公平委員会の業務の状況

本組合が公平委員会の業務を委託している愛知県人事委員会から、平成20年度における、勤務条件に関する措置の要求の状況及び不利益処分に関する不服申立ての状況について、次のとおり報告がありました。

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況（平成20年度）

区 分	件 数	備 考
前年度からの繰越件数 (A)	0	
当年度中の新規要求件数 (B)	0	
当年度中取扱い件数 (C=A+B)	0	
当年度中終了件数 (D)	0	
次年度への繰越件数 (E=C-D)	0	

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況（平成20年度）

区 分	件 数	備 考
前年度からの繰越件数 (A)	0	
当年度中の新規要求件数 (B)	0	
当年度中取扱い件数 (C=A+B)	0	
当年度中終了件数 (D)	0	
次年度への繰越件数 (E=C-D)	0	